

ロシア連邦政府

決定

2024年6月29日付第893号

モスクワ

ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する
関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に向けて搬出される商品に対する
輸出関税率の変更について

ロシア連邦法「関税率について」第36条にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2024年7月1日から12月31日まで（同日を含む）につき、輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて行われる合計55万 t の鉄鋼のくずおよびスクラップ（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 10 000 0、7204 30 000 0、7204 41 100 0、7204 41 910 0、7204 41 990 0、7204 49 100 0、7204 49 300 0、7204 49 900 0、7204 50 000 0）の搬出に対する関税割当（以下、それぞれ「鉄鋼のくずおよびスクラップ」、「関税割当」）を設定する。

2. 以下の添付文書を承認する：

輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出される鉄鋼くずおよびスクラップに対する関税割当の対外貿易活動参加者間における分配の規則；

2021年11月27日付ロシア連邦政府決定第2068号「ロシア連邦からユーラシア経済連合の関税領域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率について」（ロシア連邦法令集、2021、No.49、掲載番号8255；2022、No.23、掲載番号3800；No.32、掲載番号5834；2023、No. 1、掲載番号299；No.27、掲載番号5047；2024、No. 1、掲載番号155）が承認したロシア連邦からユーラシア経済連合の関税領域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率に対する改正事項。

3. 連邦関税局は、2023年1月1日から12月31日まで（同日を含む）に、ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出を行った対外貿易活動参加者（以下、「対外貿易活動参加者」）に関する税関統計データを、おのおのの参加者ごとにその者がこれらの期間に搬出した鉄鋼のくずおよびスクラップの量とそれがどのロシア連邦国境通過検問所を経由してなされたのかに関する情報を付記したうえで、2024年7月2日まで（同日を含む）にロシア産業商業省に提出する。

4. ロシア連邦産業商業省は以下を行う：

a) 本決定により承認された規則にしたがい、対外貿易活動参加者間において鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当量を分配する；

b) 本決定によって承認された規則にしたがって分配された関税割当量の範囲内で、対外貿易活動参加者に対して、ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの輸出に対する1回限り有効なライセンスを交付する。

5. 本決定にしたがって定められる権限の行使は、ロシア連邦政府が定めた相応の連邦行政機関における

上限の人員数、ならびにこれらの連邦行政機関に対して所定の任務にかかわる指導および管理のために定められた連邦予算割当ての範囲内でこれを行う。

6. 本令はその公布の日をもって発効する。ただし、本決定第1項および第2項第3段落は2024年7月1日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2024年6月29日付
ロシア連邦政府決定
第893号により
承認

輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて
搬出される鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当の対外貿易活動参加者間における分配の
規則

1. 本規則は、輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて行われる鉄鋼のくずおよびスクラップ（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 10 000 0、7204 30 000 0、7204 41 100 0、7204 41 910 0、7204 41 990 0、7204 49 100 0、7204 49 300 0、7204 49 900 0、7204 50 000 0）の搬出に対する関税割当量（以下、それぞれ「鉄鋼のくずおよびスクラップ」、「関税割当」）を対外貿易活動参加者間において分配するにあたっての手順を定めるものである。

2. 輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出される鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当の分配は、対外貿易活動参加者間において、2024年6月29日付ロシア連邦政府決定第893号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」（以下、「ロシア連邦政府決定」）第3項にしたがってロシア連邦関税局が提出する税関統計データにもとづいて、ロシア連邦産業商業省がこれを行う。

3. ロシア連邦政府決定第1項が定める関税割当量のうちの80%については、おのおのの対外貿易活動参加者が2023年1月1日から12月31日まで（同日を含む）に輸出通関手続きにしたがっておのおののロシア連邦構成主体におけるロシア連邦国境通過検問所を経由して搬出した鉄鋼のくずおよびスクラップの量に、附属書に記載されているロシア連邦構成主体別のロシア連邦国境通過検問所の係数を乗じることによってこれらの対外貿易活動参加者ごとに算出した数値に比例させる形で、ロシア連邦産業商業省が2024年7月5日まで（同日を含む）にその対外貿易活動参加者間における分配を行う。

4. ロシア連邦政府決定第1項が定める関税割当量のうちの20%については、本規則第5～15項までが定める手順にしたがってその対外貿易活動参加者間における分配を行う。

5. 本規則第4項が定める分の関税割当量を取得するには、対外貿易活動参加者は、ロシア連邦産業商業省に対して、2024年7月12日まで（同日を含む）に以下の文書を提出する：

a) ロシア連邦政府決定第1項が定める期間にロシア連邦関税領域からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出する予定の鉄鋼のくずおよびスクラップの量（キログラム）ならびにその納入時期を記載した、関税割当量の一部の取得を求める申請書（以下、「申請書」）；

b) 署名済みの対外貿易契約書、その附属書および（または）明細書および（または）引渡証書および（または）上記契約書増補書の対外貿易活動参加者である組織の長による証明付きの写しであって、申請書に記載した鉄鋼のくずおよびスクラップの量（単位：キログラム）を裏付けるもの；

c) 署名済みの対外貿易契約書、その附属書および（または）明細書および（または）引渡証書の対外貿易参加者である組織の長による証明付きの写しであって、「制裁下におけるロシア経済の安定性強化に関す

る政府委員会」の金融セクターおよび経済の個々の部門の安定性強化小委員会が承認した基準または追加事由にもとづくロシア経済の基幹的組織に対して、および（または）ロシア連邦の法令にしたがって設立され、連邦法「競争の保護について」第9条の規定によれば基幹的組織が属するグループに含まれることになる法人に対して、および（または）その主要な経済活動が、全ロシア経済活動分類（OK 029-2014（KDES第2版））のサブクラス24.1または24.2に分類されるロシアの冶金企業に対して、2024年1月1日から6月30日まで（同日を含む）に出荷された鉄鋼のくずおよびスクラップの量が、当該の対外経済活動参加者が申請書に記載した鉄鋼のくずおよびスクラップの量を3倍上回ることを立証するもの；

d) 対外経済活動参加者が法人として税務機関に登録されているか、または国家登記されていることを示す情報。

6. 本規則第4項が定める分の関税割当量を対外貿易活動参加者に対して分配することを拒否する事由となるのは以下の事項である：

本規則第5項「a」号から「c」号までにしたがって提出された文書中の情報が十全ではない場合；

本規則第5項に掲げる文書（情報）の提出が完全にそろった形でなされていない場合；

本規則第5項に掲げる文書のうちの1件または数件の効力が消滅しているか、または停止されている場合；

申請書提出期限に遅延した場合。

ロシア連邦産業商業省が本規則第4項に定める分の関税割当量を対外貿易活動参加者に分配することを拒否する決定を下した場合、同省は、本規則第5項に掲げる文書および情報が省に到着した日から5労働日以内にその対外貿易活動参加者に対して当該の決定に関する通告を行う。

7. 本規則第4項が定める分の関税割当量の分配は、ロシア連邦産業商業省が、申請書を提出した対外貿易活動参加者間において、2024年7月26日まで（同日を含む）にこれを行う。

8. 全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計量（単位：キログラム）が本規則第4項にもとづいて分配される分の関税割当量を上回っている場合、当該の分の関税割当量の分配は、対外貿易活動参加者間において、全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計量（キログラム）に対してそれぞれの対外貿易活動参加者の申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの量（キログラム）が占める割合に比例する形でこれを行う。

9. 本規則第4項にもとづいてある対外貿易活動参加者に与えられるべき関税割当量（ V_i ）は以下の式によって求める：

$$V_i = V_{iapp} \times C,$$

ここに：

V_{iapp} - i 番目の対外貿易活動参加者の申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの量（キログラム）；

C - 本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量と対外貿易活動参加者の全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの量（キログラム）の相関関係をあらわす係数。

10. 本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量と対外貿易活動参加者の全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの量（キログラム）の相関関係を表す係数（ C ）は、以下の式によって求める：

$$C = V_{qu} / V_{app},$$

ここに：

V_{qu} - 本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量；

V_{app} - 対外貿易活動参加者の全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計量（キログラム）。

11. ある申請書に本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量を上回る鉄鋼のくずおよびスクラップの量が記載されていた場合、当該の対外貿易活動参加者が提示した鉄鋼のくずおよびスクラップの量は、本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量に等しいものとみなす。

12. ロシア連邦産業商業省は、本規則第5項が定める申請書提出期限終了日から7番目の労働日までに、情報通信ネットワーク「インターネット」上の自らの公式サイトにおいて、本規則第4項が分配を定める分の関税割当量に未分配が存在する旨の、または当該の関税割当量の全量が分配された旨の情報を掲載する。

13. 本規則にしたがって関税割当量の分配を完了した後に未分配の関税割当量が残っている場合には、当該の分の関税割当量は、2024年8月9日まで（同日を含む）に、本規則第5、6、8～11および15号にもとづいて分配されるものとする。

14. ロシア連邦産業商業省は、本規則第9項および第10項にもとづいて行った計算の結果にしたがって対外経済活動参加者間において関税割当を分配する旨の決定を下し、2024年7月29日まで（同日を含む）にインターネット上の自らの公式サイトに当該の決定を掲載する。

15. 本規則第13項が定める分の関税割当量を取得するには、対外貿易活動参加者は本規則第5項が定める文書を2024年8月2日（同日を含む）までにロシア連邦産業商業省に提出する。

16. 関税割当の使用は、ロシア連邦産業商業省が交付する1回限り有効なライセンスを根拠としてこれを行う。当該の1回限り有効なライセンスの交付は、本規則第3項および第4項にしたがって分配された関税割当量の範囲内で、本規則第17～19項に定める特異事項を踏まえ、2023年11月24日付ユーラシア経済委員会理事会の決定第125号「第三国との貿易における非関税規制諸措置の適用対象となる商品の統一リストに含まれる商品の輸出および（または）輸入に対するライセンスおよび許可書の交付の規則の承認について」により承認された「第三国との貿易における非関税規制諸措置の適用対象となる商品の統一リストに含まれる商品の輸出および（または）輸入に対するライセンスおよび許可書の交付の規則」が定める手順にしたがってこれを行う。

17. 2024年9月13日の時点において、いくつかの対外経済活動参加者が自らに対する関税割当量またはその一部の分配に対する1回限り有効なライセンスの取得申請書を提出していなかった場合、ロシア連邦産業商業省は、2024年9月16日まで（同日を含む）に、1回限り有効なライセンス取得申請書が提出されていない分の関税割当の合計量を算定し、算定されたその関税割当量を、2024年9月27日まで（同日を含む）に、本規則第5、6、8～11、18および19号にしたがって対外経済活動参加者間で再分配する。

18. ロシア連邦産業商業省は、2024年9月17日まで（同日を含む）に、情報通信ネットワーク「インターネット」上の自らの公式サイトにおいて、本規則第17項に定められている再分配の対象となる関税割当合計量についての情報を掲載する。

19. 本規則第17項が定める分の関税割当量を取得するには、対外貿易活動参加者は本規則第5項が定める文書を2024年9月20日まで（同日を含む）にロシア連邦産業商業省に提出する。

輸出通関手続きにしたがって
ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に
向けて搬出される
鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当の
対外貿易活動参加者間における分配の規則への
附属書

ロシア連邦構成主体別のロシア連邦国境通過検問所の
係数

ロシア連邦構成主体の名称	ロシア連邦構成主体に対する 係数
1. カムチャッカ地方	3
2. クラスノヤルスク地方	5
3. 沿海地方	1
4. アルハンゲリスク州	1
5. カリーニングラード州	1.6
6. レニングラード州 および北西連邦管区の他の構成主体	0.8
7. マガダン州	4
8. ムルマンスク州	1.5
9. サハリン州	2
10. ロシア連邦のその他の構成主体	0.1

2024年6月29日付
ロシア連邦政府決定第893号により
承認

ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品の
輸出関税率に対する

改正事項

1. 脚注（15C）および（17C）における「2024年6月30日まで」という文言を「2024年12月31日まで」という文言に差し替える。

2. 脚注（21C）を以下の文言に変更する：

「^(21C) 2024年6月29日付ロシア連邦政府決定第893号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」により承認されたもの。」。